

令和6年11月25日

建設業者団体 御中

国 土 交 通 省
財 務 省
国 税 庁

消費税のインボイス制度に関する周知等について（協力依頼）

平素から国土交通行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

インボイス制度について、改めて周知させていただきたい事項をまとめましたので、事業者の皆さまへの周知にご協力を賜りますようお願いいたします。

1. インボイス記載事項チェックシート等のご案内

インボイスに記載すべき事項の確認や、受領したインボイスに必要な事項が記載されているかの確認にご活用いただけるチェックシート（別添1）を作成しております。このほかにも、消費税やインボイス制度のポイント等を各5分程度で解説した YouTube 動画、各種リーフレットを、下記リンク先に掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

なお、カメラで撮影したインボイスから登録番号や金額等を自動的に入力して帳簿に反映する機能や、デジタルインボイスをやりとりする機能を備えた会計ソフト等をご利用いただくことで、インボイス制度への対応がスムーズになるほか、バックオフィス業務全体を効率化することにもつながりますので、ぜひご検討ください。

インボイス制度に関する動画・リーフレット

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeirit-su/invoice_about.htm



(参考) 動画「申告・納税と一緒に日々の業務もデジタル化しませんか？」

<https://www.youtube.com/watch?v=CV7aUqw2gxE>



2. 取引上の留意点

消費税について課税事業者に転換した取引先（売手側）から、免税事業者であったときの取引価格からの引上げを求められたにもかかわらず、価格交渉に応じず、一方的に従来どおりの取引価格に据え置いた場合、独占禁止法・下請法等に違反するおそれがあります。独占禁止法・下請法等の考え方については、別添2をご確認ください。

なお、買手側では、従来から消費税相当分を支払ってきたと認識している場合でも、売手側では、消費税相当分として支払われている分も含む金額がいわゆる本体価格として妥当な金額であると認識して取引しているような場合があります。売手側からは価格交渉を申し出にくい場合もあることから、買手側においては、取引先との間で消費税相当分の金額に関する認識の不一致が生じないように注意し、インボイス制度を機に課税事業者に転換した事業者に対しては、必要に応じて価格引上げの要否を確認するなど、適正な取引関係の構築にご留意ください。

以上

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A

※ 各ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

【財務省】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】

<https://www.jftc.go.jp/invoice/index.html>

【中小企業庁】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

インボイス制度に関する相談先一覧（取引先から不当な扱いを受けた際の相談先を含む）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023002-076.pdf>

インボイス記載事項チェックシート

インボイス

- 発行者の氏名又は名称
- 登録番号
- 取引年月日
- 取引の内容
(軽減税率対象なら、その旨)
- 税抜又は税込価額の合計額(税率ごとに計算)
- 適用税率(10%又は8%)
- 消費税額等(税率ごとに計算)
- 宛名

書類の名称は自由
(納品書・領収書など何でもOK)

宛名

取引の内容
(軽減税率対象なら、その旨)

適用税率

発行者の氏名又は名称
登録番号

請求書		
		R6. 〇月分
A株式会社御中		
※は軽減税率対象	税抜金額	税額
牛肉 ※	10,000円	800円
割り箸	3,000円	300円
⋮	⋮	⋮
10%対象	25,000円	2,500円
8%対象	13,000円	1,040円
B株式会社 T1234567890123		

取引年月日

(一定期間をまとめてもOK)

税抜又は税込価額の合計額

(税率ごとに計算)

消費税額等

(税率ごとに計算)

簡易インボイス ◀ 小売店・飲食店など、不特定多数を相手にする事業なら発行できます

- 発行者の氏名又は名称
 - 登録番号
 - 取引年月日
 - 取引の内容
(軽減税率対象なら、その旨)
 - 税抜又は税込価額の合計額(税率ごとに計算)
 - 適用税率(10%又は8%)
 - or
 - 消費税額等(税率ごとに計算)
 - 宛名 ← 不要 (「上様」でもOK)
- どちらかでOK

宛名なしOK!

_____様	領収書	R 6年●月●日
12,500円也 (10%)		
飲食代として		B株式会社
※簡易インボイス対象		T1234.....

適用税率が書いてあるので
消費税額は不要!

発行時のワンポイント・アドバイス

法令上の記載事項ではありませんが「簡易インボイス対象である旨」を記載しておく、「記載不備のインボイスでは?」と誤解した取引先から確認等を受ける手間が減らせます。



この領収書、消費税額の記載がない…？

もしかしたら**簡易インボイス**かもしれません
 ➡ 簡易インボイスなら **税率さえ書いてあればOK!**

簡易インボイスが発行可能な事業

スーパー・コンビニ・百貨店・文具店・雑貨店などといった**小売店**、
飲食店、**タクシー**、**時間貸し駐車場**、**写真店**、**旅行会社**・**旅行代理店**、
 その他**不特定かつ多数の者を相手にする事業**

(例) 通販サイト、ホテル、航空機、レンタカー、宅配サービス、会員向けセミナー etc.



記載事項が明らかに誤っている…

誤り・不足事項を取引先と共有して確認を受ける
ことで、自ら修正することも可能です!



ここを直します!

内容を
双方確認

了解です!



確認時のワンポイント・アドバイス

修正した請求書に「修正事項●月●日先方確認済み」といった文言を記載しておけば、確認を受けたことを明らかにできます!

その他ワンポイント・アドバイス

インボイスの消費税額、**計算方法はありますか?** 1,345円?



1円未満の端数処理は、**1インボイス**
当たり、税率ごとにそれぞれ1回

➡ **商品・明細行ごとの端数処理は×**

【発行者の皆様へ】

端数処理は、受領側では確認が難しいので、発行側の責任でしっかり確認をお願いします!

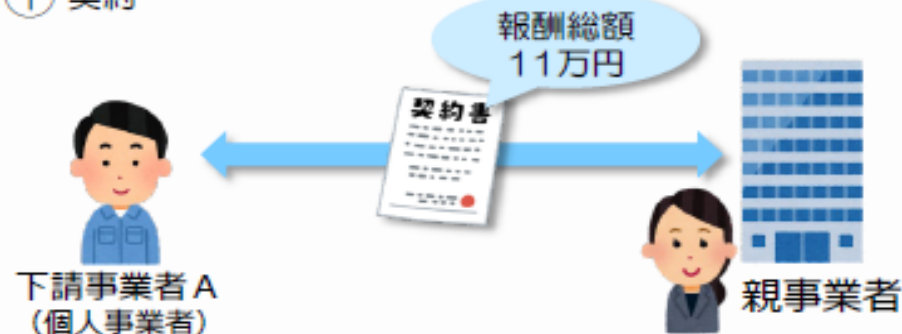
対価の額	消費税額
5,106円	510円
8,359円	835円
合計	
13,465円	1,346円

インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

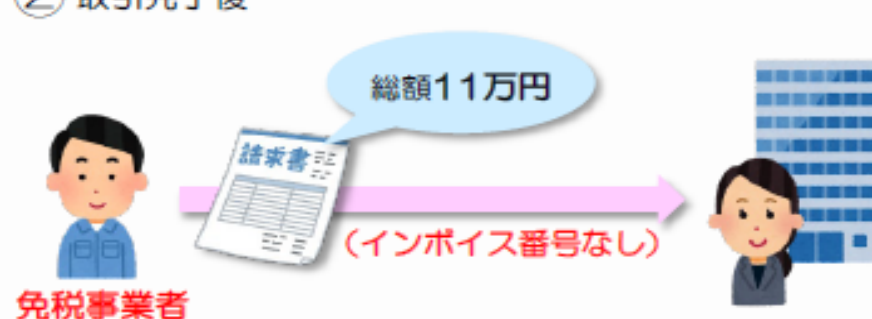
【事例1】

- 「報酬総額11万円」で契約を行った。
- 取引完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わないことにした。

① 契約



② 取引完了後…



③ よく見ると…

この請求書は、インボイス番号がないからAさんは免税事業者ということか…！

インボイス番号なし

④ 結果…

Aさん、あなた免税事業者なら、消費税相当額は払えないなあ…

そ、そんなあ…

➤それ、下請法違反です！

発注者（買手）が下請事業者に対して、免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「**下請代金の減額**」として問題になります。

